

## 改正フロン排出抑制法の施行に向けて整備すべき関係法令の概要について

令和元年 6 月  
環 境 省  
経 済 産 業 省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 25 号）が令和元年 6 月 5 日に公布され、一部の規定を除き公布の日から 1 年以内（令和 2 年 4 月 1 日を予定）に施行されるところ、改正法の施行に向けて、以下の関係法令の整備を行う。

**1. フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成 26 年 12 月経済産業省・国土交通省・環境省告示第 87 号）****【主な改正事項】**

- 特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に関する記載の追加
- 国及び都道府県の取組に関する記載の拡充
- その他時点修正

**2. 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年 12 月経済産業省・環境省告示第 13 号）****【主な改正事項】**

- 点検及び整備に係る記録簿の保存期間の延長

**3. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）****【主な改正事項】**

- フロン類が充填されていないことの確認方法の整備（法第 41 条の改正関係）
- 引取証明書の写しの交付又は回付の方法及び保存期間の整備（法第 45 条の 2 の改正関係）
- 引取証明書の交付を要しない場合及び引取り等を行うことができる場合の整備（法第 45 条の 2 の改正関係）
- その他所要の規定の整備

4. 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）

【主な改正事項】

○確認及び説明の書面の保存期間の整備（法第42条の改正関係）

5. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号）

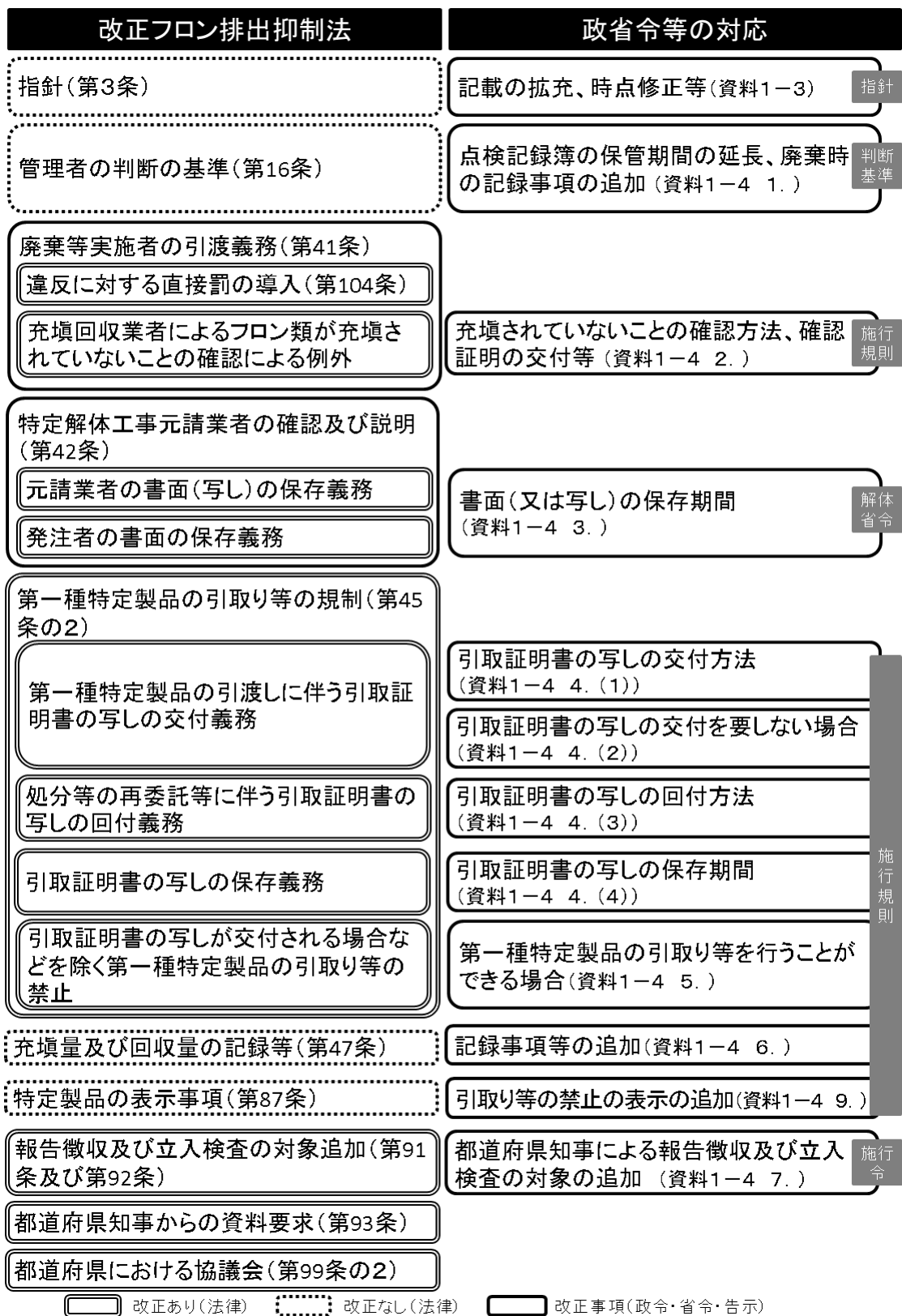
【主な改正事項】

○報告徴収及び立入検査対象の追加（法第92条及び法第93条の改正関係）

6. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成19年経済産業省・環境省令第8号）

【主な改正事項】

○電子化対象書面の追加（法第41条、第42条及び第45条の2の改正関係）



(図) 改正法と政省令等の対応関係